

議案第76号

福岡市立霊園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、霊園の一時使用の使用料の額を適正なものに改める等の必要があるによる。

福岡市立霊園条例の一部を改正する条例

福岡市立霊園条例（昭和30年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の一時使用については、1平方メートルにつき1月1,150円以内で規則で定める額の使用料を徴収する。

第28条中「第19条」を「第19条第1項及び第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。